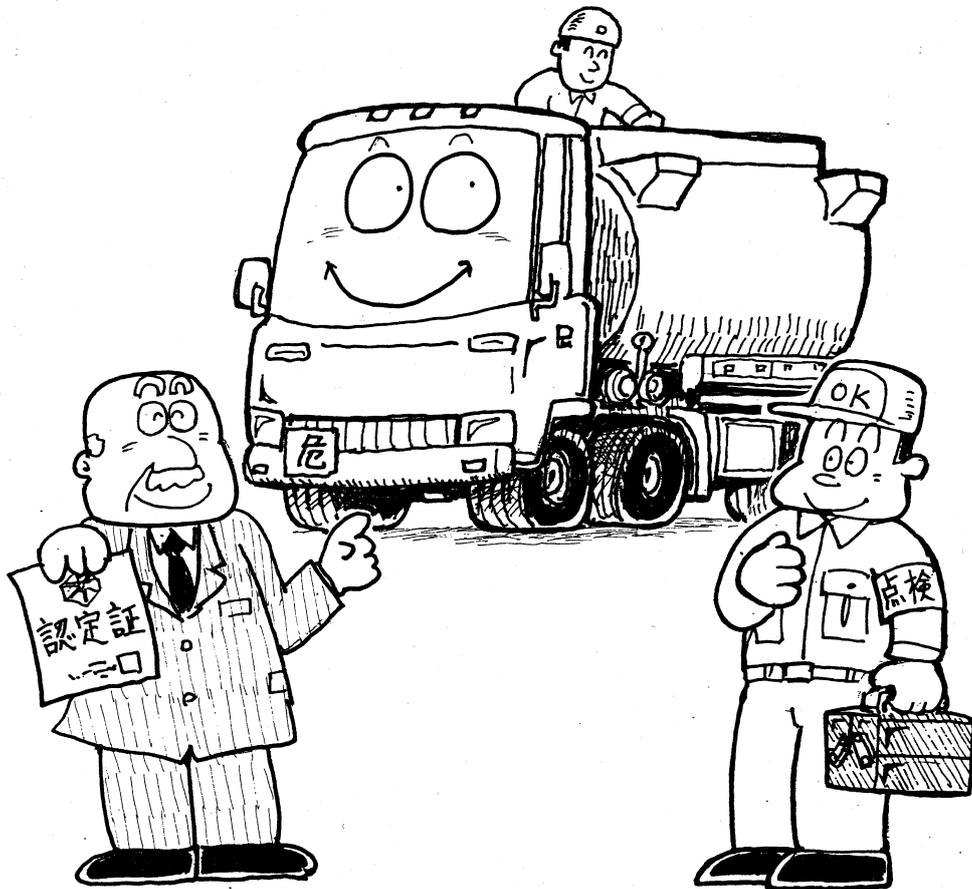


移動貯蔵タンク定期点検

事業者再認定のご案内



 (一財) 全国危険物安全協会

認定事業者の皆様へ

一般財団法人全国危険物安全協会（以下「全危協」といいます。）では移動貯蔵タンクの点検を業とされている皆様に対して点検事業者の認定を行っております。この認定は、事業体制の変更があった場合や、認定（再認定を含む）後5年を経過し引き続き認定事業者として点検業務を継続する場合は、再認定を受ける必要があります。点検事業者の皆様には、本主旨をご理解の上、引き続き認定事業者として適正な点検を実施されますよう、再認定のご案内を申し上げます。

なお、本ご案内で記載中の様式とは、一般財団法人全国危険物安全協会地下タンク等及び移動貯蔵タンク定期点検制度に関する規則（以下「全危協規則」といいます。）で定めるものです。

1	再認定申請について	1 項
2	申請書類の確認について	3 項
3	事業者認定の取消について	3 項
4	再認定申請要領	
	・ 申請書の記入例（別記1）	4 項
	・ 定期点検業務実施規程作成例（別記2）	5 項
	・ 事業体制作成例（資料1）	8 項
	・ 点検資機材一覧表作成例（資料2）	9 項
	・ 定期点検実施要領作成例（資料3）	10 項
	・ 定期点検実施事務所一覧表作成例（資料4）	16 項
	・ 定期点検技術者一覧表作成例（資料5・資料7）	17・19 項
	・ 案内図作成例（資料6・資料8）	18・20 項
	・ 損害賠償責任保険加入者証例（資料9）	21 項

事業者再認定の手続き

移動貯蔵タンク定期点検事業者は、事業体制の変更があった場合や認定証の交付を受けた日（再認定を含む）から5年ごとに再認定を受ける必要があります。当該再認定を受けた日以降においても同様です。

なお、再認定申請は、事業者認定を受けた日から5年を経過する日の3ヶ月前から申請できます。また、再認定申請しない場合は、認定が失効となりますのでご注意ください。

1 再認定申請について

(1) 事業者再認定の申請

事業者再認定申請書には、次の添付書類が3部（正、副、控）が必要です。（副及び控は正本のコピーでも結構です。

再認定申請書は、全危協のホームページに掲載されておりますので、ダウンロードしてお使いください。

全危協ホームページ <https://www.zenkikyo.or.jp>

(2) 事業者再認定申請書に添付する書類

再認定申請書には、次の書類を添付してください。

なお、再認定申請書記入要領は別記1（P4）に、再認定申請書に添付する書類の作成例は、P5～P21にありますので参考にしてください。

- ア 定期点検業務実施規程（別記2）（P5～P7参照）
- イ 事業体制（資料1）（P8参照）
- ウ 点検資機材一覧表（資料2）（P9参照）
- エ 定期点検実施要領（資料3）（P10～P15参照）※点検を実施する点検要領のみ添付してください。
- オ 点検実施事務所一覧表（資料4）（P16参照）
本社、支店等の名称を問わず、現に点検業務を実施する事務所（以下「点検実施事務所」といいます。）を複数有する場合に作成してください。
- カ 点検技術者一覧表（資料5・7）（P17・P19参照）
点検実施事務所ごとに作成してください。
- キ 案内図（資料6・8）（P18・P20参照）
点検実施事務所ごとに作成してください。
- ク 賠償責任保険加入者証の写し（P21）
 - a 損害賠償責任保険加入状況がわかるように、特別約款、特別条項を含んだものの写しを添付してください。（請負業者賠償責任保険及び生産物賠償責任保険に加入していること。）
 - b 補償額については、対人賠償（1名・1事故・期間中）1億円以上、対物賠償（1事故・期間中）3,000万円以上が必要です。
 - c 全危協が斡旋する団体保険に加入している場合は、保険証券又は加入依頼書の写しを添付してください。

ケ 再認定手数料の振込が確認できる書類

a 手数料は次のとおりです。

区 分	手数料の額	消費税	計
10以上の点検実施事務所を有する者	100,000円	10,000円	110,000円
5以上9以下の点検実施事務所を有する者	75,000円	7,500円	82,500円
4以下の点検実施事務所を有する者	50,000円	5,000円	55,000円

b 手数料の振り込みは、金融機関での振り込み又はインターネットバンキングなどを利用して下記の銀行口座に振り込んでください。

○ 三井住友銀行

金融機関コード	0009	支店名	東京公務部 (096)	預金種目	普通
口座番号	3002216				
口座名義	イッパングアイダノホクゾンゼンコクケンブツアゼンキョウカイ 一般財団法人全国危険物安全協会				

- c 手数料の振込後、手数料を振り込んだことを証明できる書類を申請書正本に添付してください。
 d 手数料の振込に伴う手数料は申請者の負担となります。
 e 既納の手数料は、原則として返金いたしません。

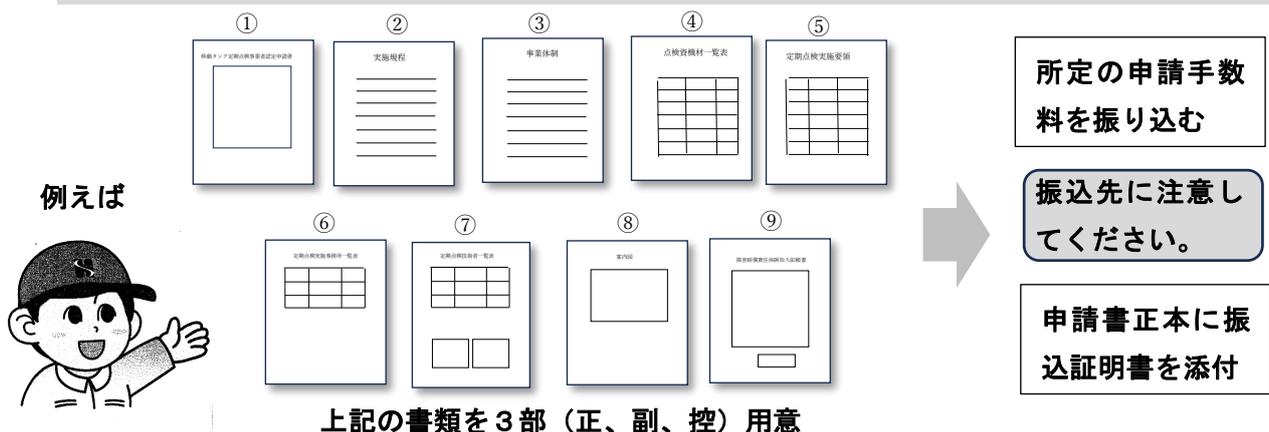
(3) 申請書類の提出先

提出先は、申請者の所在地の都道府県危険物安全協会（同趣旨の団体で名称を異にする団体も含む。）です。

都道府県危険物安全協会の一覧表は、全危協のホームページに掲載してあります。

全危協ホームページ <https://www.zenkikyo.or.jp/about/prefecture/>

再認定申請の流れ



2 申請書類の確認について

申請書類の確認は、全危協の認定事業者として対応する適正な業務が可能か、全危協規則で定める確認基準に基づき、次の事項について確認します。

(1) 申請書類の確認

- ア 移動貯蔵タンク定期点検技術者講習修了者が点検実施事務所ごとに、2名以上いるか。
- イ 適正な事業体制か。
- ウ 適正な点検資機材を備えているか。
- エ 点検方法に応じた適正な点検要領か。
- オ 定期点検業務実施規程に必要事項が網羅されているか。
- カ 必要な添付書類が付いているか。
- キ 損害賠償責任保険に加入しているか。

(2) 業務実績の確認について

- ア 実態調査等の結果に基づく適正度について
- イ 点検済証の貼付状況について

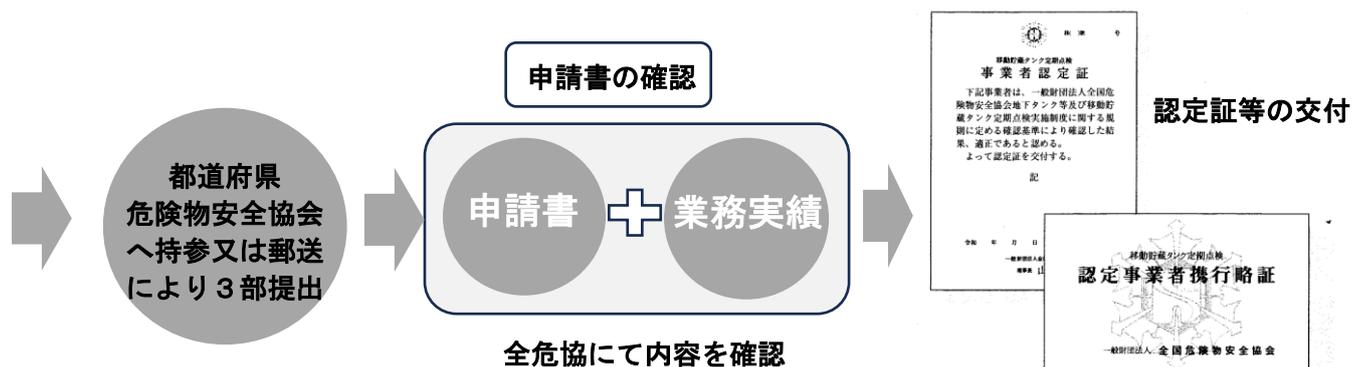
(3) 認定証等の交付について

- ア 申請に基づき認定事業者として適正の有無を確認した結果、適正を欠くと認められる場合には、その旨連絡し、適正を欠く事項を改善していただいた後、若しくは指導事項による条件を付して認定証等の交付をします。
- イ 移動貯蔵タンク定期点検事業者認定証及び携行略証は、申請をした各都道府県危険物安全協会で交付しますので、連絡がありましたら指示に従ってください。

3 事業者認定の取消について

全危協は、認定事業者が次に掲げる事由に該当するに至った場合、事業者認定を取り消すことがあります。

- (1) 点検業務に従事する者に対して、不適切な点検の実施又は虚偽の報告等を行わせた場合
- (2) 定期点検技術者講習修了者を置かないで、点検を行った場合
- (3) その他、不適切な行為を行ったと認められた場合



4 再認定申請要領

別記 1

様式第 20 号 (第 21 条関係)

移動貯蔵タンク

定期点検事業者再認定申請書

(申請書記入例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日			
一般財団法人全国危険物安全協会 理事長様 次のとおり定期点検事業者再認定を受けたいので申請します。			
申請者の住所・事業者名・代表者名を記入して下さい。		申請者 住所 東京都港区東新橋〇丁目〇番〇号 事業者名 株式会社 全危サービス 代表者名 全国一郎	
申請事業者の住所・事業者名・代表者名を記入して下さい。 申請者名と申請事業者名は異なる場合があります。		事業者名 株式会社 全危サービス 代表者名 全国一郎	
申請事業者名	住所	〒105-0021 東京 都道府県 港区東新橋〇丁目〇番〇号 電話 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
	フリガナ	カブシキガイシャ センキサービス ダイオウトリシヤ	
	事業者名及び代表者名	株式会社 全危サービス 代表取締役 全国一郎	
	認定番号・最新認定年月日	認定証に記載された有効期間の開始日を記入してください。 移 (1) 第 13×××号 平成 30 年 4 月 1 日	
実際に行う点検方法のみに〇を付して下さい。	担当者	氏名	千代田 一郎
		メールアドレス	chiyoda@〇〇〇.co.jp
点検方法の種類	① ガス加圧法 2 液体加圧 3 直接法 (非破壊試験)		
点検業務を実施する事業所の数	2ヶ所	年間受託施設見込み数	15施設 (タンク 50基)
添付書類	① 定期点検業務実施規程 ② 事業体制 ③ 点検資機材一覧表 ④ 点検実施要領 ⑤ 点検実施事務所一覧表 ⑥ 点検技術者一覧表 ⑦ 案内図 ⑧ 損害賠償責任保険証の写 ⑨ 認定手数料振込証明書 10 その他 ()		
* 県危連受付欄	* 全危協受付欄	* 備考	
点検業務を行わない支店等の数は記入する必要はありません。		1年間に点検を実施する施設数とタンク本数を記入して下さい。	

※ 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

手数料を振り込んだことが証明できる書類を添付して下さい。(副、控にもこれをコピーしたものを添付して下さい。)

株式会社全危サービス定期点検業務実施規程

年 月 日

（目 的）

第 1 条 この規程は、「消防法第 14 条の 3 の 2 の規定に基づき実施する移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る定期点検」（以下「定期点検」という。）について、点検作業方法、報告、管理体制等を次のように定め、もって定期点検を適正、かつ安全に実施することを目的とする。

（遵守事項）

第 2 条 本規程は、定期点検業務に従事する全従業員が遵守しなければならない。

2 前項の掲げるもののほか、「一般財団法人全国危険物安全協会地下タンク等及び移動貯蔵タンク定期点検実施制度に関する規則」（以下「全危協規則」という。）を遵守するものとする。

（規程変更）

第 3 条 次に掲げる軽微な変更の場合を除き、認定申請内容を変更しようとする場合は一般財団法人全国危険物安全協会に再認定の手続きを行うものとする。

- (1) 事業者名及び代表者名並びに主たる事業所の所在地の変更
- (2) 事務所等の数の変更（現事務所の数を超えるものを除く。）
- (3) 定期点検技術者講習修了者数の増減
- (4) 定期点検業務チーム数の増減
- (5) 点検資機材保有数の増減（点検方法の変更が無く、増加の場合は従来資機材と同一精度のものに限る。）
- (6) 同一精度における計測資機材の変更

（事業体制）

第 4 条 当社における業務内容、定期点検実施体制を「資料 1」のように定め、事業の明確化を図るものとする。

（管理体制）

第 5 条 当社における定期点検の管理体制は、次のように定める。



（教育・訓練）

第 6 条 当社では定期点検については、専門知識と専門点検装置を必要とするため、点検員に対し初任者・現任者の別に研修を実施するものとする。

2 研修実施内容は、次に掲げる科目、時間について実施するものとする。

- (1) 初任者研修
 - ア 消防法令関係について（1 時間）
 - イ 移動貯蔵タンクの構造設備について（1 時間）
 - ウ 基礎物理学について（1 時間）
 - エ 定期点検実施要領について（1 時間）
 - オ 作業上の安全管理について（1 時間）

(2) 現任者研修

- ア 消防法令関係について（1時間）
- イ 漏えい事故事例及び定期点検の奏功事例について（1時間）
- ウ 作業上の安全管理について（1時間）

3 研修の実施時期は、年1回とし記録を5年間保存するものとする。

(資機材の管理)

第7条 当社では、定期点検の安全と信頼を期するため、点検資機材を「資料2」のとおり確保し、維持管理は次により行うものとする。

- (1) 資機材の機能についての点検は、毎月1回実施し、外観の点検については、点検を行う前に実施する。
- (2) 測定用機器の校正は、毎年1回以上行う。また、トラブル等により部品交換した場合又は保守点検により異常が認められた場合は、必ず校正を行う。
- (3) 校正は、精度のはっきりしている機器と比較校正を行う。自社において校正不能の場合は、メーカーへ依頼する。
- (4) 機能点検及び校正は、測定機器に精通した者が行い、責任者が確認し記録を5年間保存する。

(データ管理)

第8条 試験データの分析は、定期点検技術者講習修了者が行い、判定について社内確認するものとする。

2 点検結果報告書は2部作成し、正本を施設関係者に報告するとともに、副本は当社において定期点検実施日から10年間保存するものとする。

(事前調査)

第9条 危険物施設の定期点検に伴う災害発生を防止するとともに、効率的な定期点検が行われるよう検査員が直接当該施設を十分に把握している関係者から状況を聴取するとともに、現地調査を行うものとする。

2 施設関係者とは、事前に次の事項について打ち合わせを行うものとする。

- (1) タンクの設置状況の確認
設置時の図面により現車の設置状況を確認する。
- (2) タンクの状況記録
パッキンの損傷、劣化の有無を目視で確認する。
- (3) 残油及び油種の確認
タンク及び配管内の残油の確認と点検実施直前に積載した液種を確認する。

(点検方法)

第10条 定期点検の方法については、法令等の定める基準に基づき実施するほか、「資料3」の「移動貯蔵タンク定期点検実施要領」によるものとする。また、危険物漏えい等事故防止に努めるとともに消防法及びその他の関係法令を遵守する。

2 移動貯蔵タンクは、点検前、十分な放置時間をとるとともに、予備点検は液種に関係なく必ず実施する。

3 定期点検の結果、異常が認められた場合は、施設関係者に報告するとともに細部点検を行い異常箇所を特定する。

4 圧力は必ずゼロ状態から記録し、点検終了までの全体的な変動を記録する。

(判定)

第11条 定期点検の異常の有無に関する判定については、試験データを十分に分析、検討するものとし、判定は「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）」の定めによるものとする。

(安全対策)

第12条 定期点検の実施に当たっては、次に定める安全対策を遵守するものとする。

- (1) 作業は必ず2名以上で実施する。
- (2) 作業範囲設定に当たっては、防護さく、掲示板、ロープ等により適切な作業範囲を設定し、関係者以外の立ち入り及び火気の使用を禁止する。
- (3) 消火設備として、作業場所には適応消火器を配置する。
- (4) 配管及びタンクの残油を抜き取る場合は静電気防止対策を講じ、基準に適合した容器に収納し、火災予防上安全な場所に保管する。
- (5) 目視検査等、タンク内進入作業の時には、可燃性蒸気測定器、酸素濃度計によりガス濃度を測定する。異常がないことを確認した時には衣類、靴等からの静電気の発生を防止するとともに十分な換気を行いながらタンクに進入する。照明器具は防爆型のものを使用する。
- (6) 測定機器、治具等の取り付けに当たっては、接触による火花の発生防止に努める。
- (7) 危険場所内で使用する電気器具は防爆構造とする。
- (8) 点検開始にあたり点検作業責任者は次の事項の確認を行うこと。
 - ア タンク、配管の残油の確認
 - イ タンク開口部の密封状態
 - ウ 測定機器の取り付け状態
 - エ 加圧用安全弁の取り付け状態
 - オ 窒素ガスボンベ及び圧力調整器の配置状態
 - カ 車輛の固定状態
- (9) 点検実施中は、施設関係者の立ち会いを求め、記録装置の作動状況を確認するとともに、常時圧力を監視し、不測の事態に対応できる体制をとる。
- (10) 点検終了後の開口部密閉器具の取り外しは、圧力計指示がゼロであることを確認してから行う。
- (11) 施設復旧作業については、取り外した安全弁のとりつけ等各部を復旧し、終了の確認を行う。

(結果報告)

第13条 点検結果の報告書は「全危協規則」第27条の1で定める別添え様式第32号・第33号・第34号・第35号を用いるものとし、記録紙等の計測データを添付するものとする。

- 2 点検を実施した結果、異常が認められなかった移動貯蔵タンクには、「全危協規則」第29条の1で定める「圧力点検済証」を貼付し、点検事業者の責任を明確にするものとする。

(事故報告)

第14条 定期点検実施に際し、人的若しくは物的事故を起こした場合は、速やかに応急措置を行うとともに、施設関係者に報告し、第5条に定める管理体制により速報するものとする。

- 2 前項の速報を受けた者は状況を調査し、その結果の概要を「全危協規則」第28条の1で定める様式第36号により一般財団法人全国危険物安全協会に報告するものとする。

(年間実績報告)

第15条 年間実績報告は、前年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）の間に実施した点検結果の実績を毎年4月末までに「全危協規則」第28条の2で定める様式第38号により一般財団法人全国危険物安全協会に報告するものとする。

株式会社全危サービス事業体制

〇〇年〇〇月〇〇日

1 会社概要

- (1) 設立年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
- (2) 従業員数 〇〇名
- (3) 支店等の数 〇ヶ所

2 業務内容

- (1) 危険物施設の漏えい検査業務
- (2) 危険物施設の設置業務
- (3) 自動車の整備業務
- (4) 運送業務
- (5) その他

3 検査体制

- (1) 検査員 講習修了者 〇名 危険物取扱者 〇名
非破壊検査技術技量認定 〇名
- (2) 検査機器 所有、リース 〇台
※ 機器がリースの場合は、リース契約書のコピーが必要です。

- (3) 検査実施場所 自社内（屋内 屋外） 〇〇〇㎡ 出張

4 損害賠償責任保険

- (1) 保険会社名 〇〇保険株式会社
- (2) 契約期間 〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 〇〇年〇〇月〇〇日
- (3) 保険内容 請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険
- (4) 補償限度額 対人保険 1億円・対物賠償 3千万円

点検資機材一覧表

品名	メーカー 型式等	諸元	数量	備考
センサー ユニット	社製 防爆型	圧力・上下温度・下部温度各センサー伝送 変換器内蔵 加圧安全弁及び圧力計一体構造 圧力センサー 測定範囲 0kPa～25kPa 分解能 0.01kPa 精度 %FS 温度センサー 測定範囲 -10℃～50℃ 分解能 0.01℃ 安全弁 作動圧力 24 kPa		
計測・加圧部	社製	計測部、圧力コントロール部 社製 測定槽数 槽 加圧圧力調整部 機器構成 1次減圧弁 (MPa～ MPa) 2次減圧弁 (MPa～ MPa) 元圧弁 リリーフ弁		
パーソナル コンピューター	社製 型式	ソフトウェア 消防危第33号に準じた計測ソフト 予備試験・加圧漏えい試験・判定・大気 圧補正演算・圧力温度補正演算他 報告書作成プログラム 一般財団法人全国危険物安全協会の様式 に基づき自動作成		
プリンター	社製 型式	出力項目 一般財団法人全国危険物安全協会の様式を 自動作成		
窒素ガス	kgボンベ			購入先
レギュレータ	社製 型式	1次側 MPa 2次側 MPa		
安全弁	社製	作動圧力 24kPa		電池式
工具類等		加圧用ホース・計測用ホース及び継手 スパナ		
安全対策		消火器 安全柵 作業標識		

※ これは作成例ですので、実際に所有する資機材を記入してください。

移動貯蔵タンク定期点検実施要領

(アルキルアルミニウム等を貯蔵し取り扱うもの以外の点検方法)

ガス加圧法

項目	内 容
点検の概要	<p>ガス加圧試験は密封した移動貯蔵タンク（以下「タンク」という。）本体にガスを封入し、所定の圧力にて加圧維持し、一定時間内の圧力変動を計測することにより漏えいの有無を確認する点検方法である。点検時には、タンク及び配管内の貯蔵液を全て抜き取り空の状態にするとともに、ガソリン等蒸気圧の高い物質を貯蔵していたタンク室にあっては十分な放置時間を取り、温度変化の影響を受けにくい環境で実施する。加圧媒体は窒素ガス又は、不燃性のガスを使用し、点検時の加圧設定圧力は20kPaとする。</p>
特長	<p>上下2点の温度センサーによるタンク室内平均温度と、一定時間内の圧力の変化を計測し、定められた数式により温度補正圧力降下量を計算して温度変化により起こる圧力変動を補正した差圧を導き出し漏えいの有無を確認するものであり、多槽を持つタンクに対しては、各タンク室ごとの温度補正圧力降下量のうち最小の値を示したタンク室を基準タンク室としてその基準タンク室の温度補正圧力降下量と他のタンク室の温度補正圧力降下量のタンク室ごとの比較値により漏えいの有無を確認できることを特長とする。</p>
点検器具の種類と維持管理	<p>(1) 点検器具の種類</p> <p>① 圧力計測装置 25kPa以上の圧力を測定でき、0.01kPa以下の変化を読みとり記録できるもの。</p> <p>② 温度計測装置 試験圧力に充分耐えうるもので、0.02℃以下の変化を記録できるもの。</p> <p>③ 計器取付用開口部密封器具 試験圧力が加わっても十分なシール性、強度を有しているもの。</p> <p>④ 加圧装置 窒素ボンベおよびレギュレータ 加圧用安全弁（セット圧力24kPa）およびヘッド（多槽試験用）</p> <p>(2) 点検器具の維持管理</p> <p>① 計測機器、記録計については、運搬時に衝撃、振動を与えない。保管は高温多湿、直射日光の当たる場所は避ける。定期的に校正を行い、異常があれば修理、取り替える。</p> <p>② 密封器具については、定期的に劣化、腐食の有無、シール性のチェックを行い、異常があれば修理し、又は取り替える。</p>
事前調査	<p>(1) タンクの設置状況の確認 設置時の図面により現車の設置状況を確認する。</p> <p>(2) タンクの状況記録 全容量、槽数、槽容量、タンク検査済証を確認記録する。</p> <p>(3) パッキンの目視点検 各部パッキンの劣化の有無を目視により確認する。</p> <p>(4) 残油及び液種の確認 タンク及び配管の残油と点検実施直前に積載していた液種を確認する。</p>

<p style="text-align: center;">準 備</p>	<p>(1) タンク室内点検 タンク室内が完全に「空」の状態にあることを確認する。特に、ガソリン等蒸気圧の高い物質を貯蔵していたタンク室にあつては、タンク室を「空」の状態にしてマンホールを開放した後十分な放置時間をとる。</p> <p>(2) タンクの安置 タンクを屋内または直射日光、風等により測定時間中温度変化の影響を受けない水平な場所に置き、動かないよう固定する。また、他所より移動してきた場合は、タンクが雰囲気温度に達するまで十分な放置時間をとる。</p> <p>(3) 熱源の除去 エンジン等の熱源による影響を受けない状態にする。</p> <p>(4) 環境整備 消火器、安全柵、警戒ロープ、作業標識等の設置を行い、火災予防上支障のない環境に整備する。</p> <p>(5) タンクの密閉 底弁、緊急遮断弁、給油口その他バルブ等を完全に「閉」の状態にする。既設の安全弁（安全装置）を取り外し、開口部密封器具にて閉鎖する。</p> <p>(6) 計測機器、加圧装置の取付 ① 温度センサーの取付位置は、タンクの上部及び底部からそれぞれより約150mmの位置とする。 ② 単槽タンクの機器取付位置は、タンク上部のマンホール上とする。 ③ 多槽タンクの機器取付位置は、それぞれのタンク上部マンホールの上とする。</p>
<p style="text-align: center;">予 備 試 験</p>	<p>放置時間により安定状態に入ったかどうか確認する。このため、試験を行う前にタンク室を密封し、加圧せずに圧力変化を計測し、10分間の温度補正圧力降下量が±0.02kPa以内であれば安定状態にあると確認されたものとし加圧試験に入る。温度補正圧力降下量の算出方法は、次の計算により行なう。</p> $\Delta P_{10} = P_{10} - \frac{P_c \times T_{10}}{T_c}$ <p>△P₁₀：10分間の温度補正圧力降下量 kPa P₁₀：10分前の圧力測定値+101.33kPa abs（有効桁数小数点第2位） P_c：確認時の圧力測定値+101.33kPa abs（有効桁数小数点第2位） T₁₀：10分前のタンク上部及び下部の平均温度（以下「平均温度」という。） 測定値+273.15° K（有効桁数小数点第2位） T_c：確認時の平均温度 測定値+273.15° K（有効桁数小数点第2位）</p>
<p style="text-align: center;">加圧方法と 留意事項</p>	<p>(1) 加圧方法 圧力計を監視しながら加圧装置（窒素ボンベ）のバルブを開き、窒素ガスを徐々に注入し、試験圧力まで加圧する。試験圧力は20±1 kPaとする。多槽タンクへの同時加圧の場合、タンク容量により試験圧力に達する時間差を極力少なくするようストップバルブ等にて調整しながら加圧する。試験圧力に加圧後、加圧装置のバルブを閉める。 加圧終了後20分間の静置時間を置き、その40分後までの平均温度と圧力の変化を計測する。加圧中、接合箇所等に石けん水等を塗布し、目視による点検を行い、漏れがないことを確認する。</p> <p>(2) 加圧時の留意事項 ① 圧力、温度は、加圧開始時（圧力計指示がゼロ）から記録を始め、圧力設定後から点検終了まで5分毎に記録を続け全体的な変動記録を採取し、試験経過図を作成する。 ② 気象変化の激しい日の出、日没前後等には、点検を実施しない。</p>
<p style="text-align: center;">復 帰</p>	<p>(1) 圧力計指示がゼロになるまで圧力を抜き、ゼロになったことを確認して、開口部密封器具等を取り外す。 (2) 取り外した安全弁（安全装置）を取り付ける等各部を復旧し、終了の確認を行う。</p>

(1) 温度補正圧力降下量算出
 加圧終了後 20 分間の静置時間を置き、その 40 分後の平均温度と圧力の変化を計測し、次の計算式により温度補正圧力降下量を算出する。

$$\Delta P_{40} = P_{20} - \frac{P_{60} \times T_{20}}{T_{60}}$$

ΔP_{40} : 40 分間の温度補正圧力降下量 kPa

P_{20} : 20 分後の圧力測定値 + 101.33kPa abs (有効桁数小数点第 2 位)

P_{60} : 60 分後の圧力測定値 + 101.33kPa abs (有効桁数小数点第 2 位)

T_{20} : 20 分後のタンク平均温度

測定値 + 273.15 K (有効桁数小数点第 2 位)

T_{60} : 60 分後の平均温度

測定値 + 273.15 K (有効桁数小数点第 2 位)

★ $\frac{P_{60} \times T_{20}}{T_{60}}$: 加圧終了から 60 分後における絶対圧力値を、加圧終了から 20 分後の温度における絶対圧力に補正した値

(2) 判 定

① 単槽タンクの場合

温度補正圧力降下量	判定結果
$\Delta P_{40} \leq 0.20\text{kPa}$	異常なし (注 1)
$0.20\text{kPa} < \Delta P_{40} \leq 0.40\text{kPa}$	再試験 (注 2)
$0.40\text{kPa} < \Delta P_{40}$	異常あり

(注 1) 温度補正圧力降下量がマイナス値の場合、 -0.2kPa 以内は「異常なし」とする。 -0.2kPa を超える場合は試験環境が悪いか又は予備試験が不十分の場合が考えられるので再試験を行なう。

(注 2) 再試験は、タンク室の密閉状態、周囲の環境条件等を再確認した後実施することとし、その結果さらに再試験を要する場合は、液体加圧法等による試験を行なう。

② 多槽のタンクの場合

多槽のタンクを有するタンクで隣接するタンク室を同時に加圧し、それぞれのタンク室について試験を実施する場合は、各タンク室ごとの温度補正圧力降下量 (ΔP_{40}) のうち最小の値 (ΔP_{\min}) を示したタンクを基準タンク室として次の計算式により他のタンク室ごとの比較値を算出する。

a 各タンク室ごとの比較値 $P_o = \Delta P_n - \Delta P_{\min}$

ΔP_n : 基準タンク室以外のタンク室の温度補正圧力降下量 kPa

ΔP_{\min} : 基準タンク室の温度補正圧力降下量 kPa

b 判 定

温度補正圧力降下量比較値	判定結果
$\Delta P_{\min} \leq 0.20\text{kPa}$ で $P_o \leq 0.20\text{kPa}$ の時	異常なし (注 1)
$\Delta P_{\min} \leq 0.20\text{kPa}$ で $0.20\text{kPa} < P_o \leq 0.40\text{kPa}$ の時	再試験 (注 2)
$0.20\text{kPa} < \Delta P_{\min} \leq 0.40\text{kPa}$ で $P_o \leq 0.20\text{kPa}$ の時	再試験 (注 2)
上記以外の場合	異常あり

(注 1) 温度補正圧力降下量がマイナス値の場合、 -0.2kPa 以内は「異常なし」とする。 -0.2kPa を超える場合は試験環境が悪いか又は予備試験が不十分の場合が考えられるので再試験を行なう。

(注 2) 再試験は、タンク室の密閉状態、周囲の環境条件等を再確認した後実施することとし、その結果さらに再試験を要する場合は、液体加圧法等による試験を行なう。

<p>報告書 作成</p>	<p>下記のものを各2部（保管用、提出用）作成する。</p> <p>(1) 移動タンク定期点検実施結果報告書（様式第32号）</p> <p>(2) 移動タンク定期点検実施結果一覧表（様式第33号）</p> <p>(3) 移動タンク定期点検実施データ表及び経過表（様式第34号）</p>
<p>留意点・ 安全対策</p>	<p>(1) 消火器・安全柵・警戒ロープ、作業標識等を準備して防火・災害予防に努める。</p> <p>(2) タンク内の危険物が完全に除去されていることを確認してから加圧する。</p> <p>(3) 抜き取った危険物は安全な場所に保管する。</p> <p>(4) 加圧装置が万一不調になった場合にも過大な圧力が加わらないよう、点検中は常に圧力を監視し加圧装置から離れない。又、加圧ラインには作動圧力24kPa以下の安全弁を設ける。</p> <p>(5) 作業は点検責任者（講習修了者）の指示に従って慎重に行い、粗暴な行為をしない。</p>

移動貯蔵タンク定期点検実施要領

(アルキルアルミニウム等を貯蔵し取り扱うもの以外の点検方法)

液体加圧法

項目	内 容
点 検 の 要 概	液体加圧試験は密封した移動貯蔵タンク（以下「タンク」という。）本体に水又は、不燃性の液体を封入し、所定の圧力にて加圧維持し、一定時間内の圧力変動を計測することにより漏えいの有無を確認する点検方法である。点検時には、タンク及び配管内の貯蔵液を全て抜き取り空の状態にしてから、水又は、不燃性の液体を封入して実施する。点検時の加圧設定圧力は20kPaとする。
特 長	ガス加圧試験に比べて温度変化等の影響を受けにくいため、比較的安定状態での検知が可能である。また、外観目視にて漏れ箇所の確認ができる等によりガス加圧法によって疑わしいと判断された場合の試験方法として利用できる。
点検器具の種類と維持管理	<p>(1) 点検器具の種類</p> <p>① 圧力計測装置 25kPa以上の圧力を測定でき、0.1kPa以下の変化を読みとり記録できるもの。</p> <p>② 温度計測装置 試験圧力に充分耐えうるもので、1.0℃以下の変化を記録できるもの。</p> <p>③ 計器取付用開口部密封器具 試験圧力が加わっても充分なシール性、強度を有しているもの。</p> <p>④ 加圧装置 水圧ポンプ及び加圧用安全弁（24kPaで作動するもの。）</p> <p>(2) 点検器具の維持管理</p> <p>① 計測機器、記録計については、運搬時に衝撃、振動を与えない。保管は高温多湿、直射日光の当たる場所は避ける。定期的に校正を行い、異常があれば修理、取り替える。</p> <p>② 密封器具については、定期的に劣化、腐食の有無、シール性のチェックを行い、異常があれば修理し、又は取り替える。</p>
事 前 調 査	<p>(1) タンクの設置状況の確認 設置時の図面により現車の設置状況を確認する。</p> <p>(2) タンクの状況記録 全容量、槽数、槽容量、タンク検査済証を確認記録する。</p> <p>(3) パッキンの目視点検 各部パッキンの劣化の有無を目視により確認する。</p> <p>(4) 残油及び液種の確認 タンク及び配管の残油と点検実施直前に積載していた液種を確認する。</p>
準 備	<p>(1) タンク室内点検 タンク室内が完全に「空」の状態にあることを確認する。</p> <p>(2) タンクの安置 タンクを屋内または直射日光、風等により測定時間中温度変化の影響を受けない水平な場所に置き、動かないよう固定する。また、他所より移動してきた場合は、タンクが雰囲気温度に達するまで十分な放置時間をとる。</p> <p>(3) 熱源の除去 エンジン等の熱源による影響を受けない状態にする。</p> <p>(4) 環境整備 消火器、安全柵、警戒ロープ、作業標識等の設置を行い、火災予防上支障のない環境に整備する。</p> <p>(5) タンクの密閉 底弁、緊急遮断弁、給油口その他バルブ等を完全に「閉」の状態にする。 既設の安全弁（安全装置）を取り外し、開口部密封器具にて閉鎖する。</p> <p>(6) 計測機器、加圧装置の取付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 圧力計は、タンクの頂部と同じ高さの位置に設置する。 ・ 温度センサーは、液体中の任意の位置に設置する。 ・ 加圧装置は、安全に操作できる場所とする。

<p>加圧方法 と 留意事項</p>	<p>(1) 加圧方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ① タンク内に危険物の残存がないか確認後、水等を注入し、エアーを完全に排出する。 ② 圧力計を監視しながら加圧装置（水圧ポンプ）により徐々に試験圧力まで加圧する。 ③ 試験圧力は20±1kPaとする。 ④ 多槽タンクへの加圧の場合、全槽完全に満水の状態にする。 ⑤ 試験圧力に加圧後、加圧装置のバルブを閉める。 <p>(2) 計測</p> <p>加圧終了後10分間の静置時間を置き、その時点の圧力と加圧終了後60分経過後までの圧力の変化を計測する。加圧中、接合箇所等目視による点検も行い漏れがないことを確認する。</p> <p>(3) 加圧時の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 圧力の記録は、加圧開始時から5分毎に記録を始め、点検終了まで続け、全体的な変動記録を採取し試験経過図を作成する。 ② 加圧後、圧力の上下動が見られる時は空気を抜き取った後再検査をする。 ③ 気象変化の激しい時には、試験を実施しない。
<p>復 帰</p>	<p>(1) 圧力計指示がゼロになるまで圧力を抜き、ゼロになったことを確認して、開口部密封器具等を取り外す。</p> <p>(2) タンク内及び配管等から水等を完全に除去する。</p> <p>(3) 取り外した安全弁（安全装置）を取り付ける等各部を復旧し、終了の確認を行う。</p>
<p>判 定 方 法</p>	<p>加圧終了後10分間の静置時間を置き、その時点の圧力と加圧終了後60分経過後の圧力との変動率を次の計算式により算出する。</p> $R = \frac{P_{10} - P_{60}}{P_{10}}$ <p>R：圧力変動率 P₁₀：加圧終了10分後の圧力（kPa） P₆₀：加圧終了60分後の圧力（kPa）</p> <p>この結果、圧力変動率が0.05（5%）以下の場合「異常なし」、0.05（5%）を超える場合は「異常あり」とする。</p>
<p>報 告 書 作 成</p>	<p>下記のもの（保管用、提出用）を各2部作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 移動タンク定期点検実施結果報告書（様式第32号） (2) 移動タンク定期点検実施データ表及び経過表（様式第35号）
<p>留 意 点 ・ 安 全 対 策</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消火器・安全柵・警戒ロープ、作業標識等を準備して防火・災害予防に努める。 (2) タンク内の危険物が完全に除去されていることを確認してから加圧する。 (3) 抜き取った危険物は安全な場所へ保管する。 (4) 加圧装置が万一不調になった場合にも過大な圧力が加わらないよう、点検中は常に圧力を監視し加圧装置から離れない。又、加圧ラインには作動圧力24kPa以下の安全弁を設ける。 (5) 作業は点検責任者（講習修了者）の指示に従って慎重に行い、粗暴な行為をしない。 (6) 試験に使用した水等の廃棄にあたっては、しかるべき処置を行なう。 (7) 原則として雨天時等、タンク外面に結露を生じる条件下では試験を実施しない。

株式会社全危サービス定期点検実施事務所一覧表

事務所の 名 称	住 所	電話番号	代表者職氏名	講 習 修了者数
本 社	東京都港区東新橋 〇丁目〇番〇号	03-3597-〇〇〇〇	代表取締役 全 国 一 郎	2
横浜支店	神奈川県横浜市鶴見区 中央〇丁目〇番〇号	045-667-〇〇〇〇	支店長 甲 野 乙 雄	2

株式会社全危サービス本社 定期点検技術者一覧表

名称 (株)全危サービス本社

住所 〒105-0021 東京都港区東新橋〇丁目〇番〇号

TEL03-3597-〇〇〇〇

フリガナ氏名	講習修了証番号 最新受講年月日 有効期限	危険物取扱者免状 種類・番号 非破壊検査技術者技量認定	備考
チヨダ イチロウ 千代田 一郎	移第〇〇〇〇号 〇〇年〇〇月〇〇日 有効期限 令和〇〇年度	非破壊検査技術者技量認定 0040487-MT2 危険物取扱者 乙4 63-3456	
ゼンキ タロウ 全危 太郎	移第〇〇〇〇号 〇〇年〇〇月〇〇日 有効期限 令和〇〇年度	危険物取扱者 乙4 12345	
イタバシ サブロウ 板橋 三郎		危険物取扱者 乙4 63-2210	
スミダ ハジメ 隅田 肇		危険物取扱者 乙4 63-2209	

- ※ (1) 全員の講習修了証（両面）のコピー又は電子講習修了証を印刷したものを添付してください。
- (2) 電子講習修了証を添付する場合は、電子講習修了証印刷画面から印刷又はスマートフォンに表示された講習修了証をスクリーンショットなどで撮影したものを添付してください。
- (3) 講習修了者2名以上が必要です。

講習修了証 移第 号

氏名 千代田 一郎 写真

生年月日 〇〇年〇〇月 〇〇日生

上記の者は、移動貯蔵タンクに係る定期点検技術者講習を修了したことを認める。

〇〇年〇〇月〇〇日

一般財団法人 全国危険物安全協会

定期講習証明欄

〇〇年〇〇月〇〇日 写真

備考 受講期限 〇〇年度

備考 受講期限 〇〇年度

備考 写真書換済 〇〇年度

紙の講習修了証

移動貯蔵タンク講習修了証

写真

移 第 〇〇〇〇 号
氏 名 全 危 太 郎
生 年 月 日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

上記の者は、移動貯蔵タンクに係る定期点検技術者講習を修了したことを認める。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

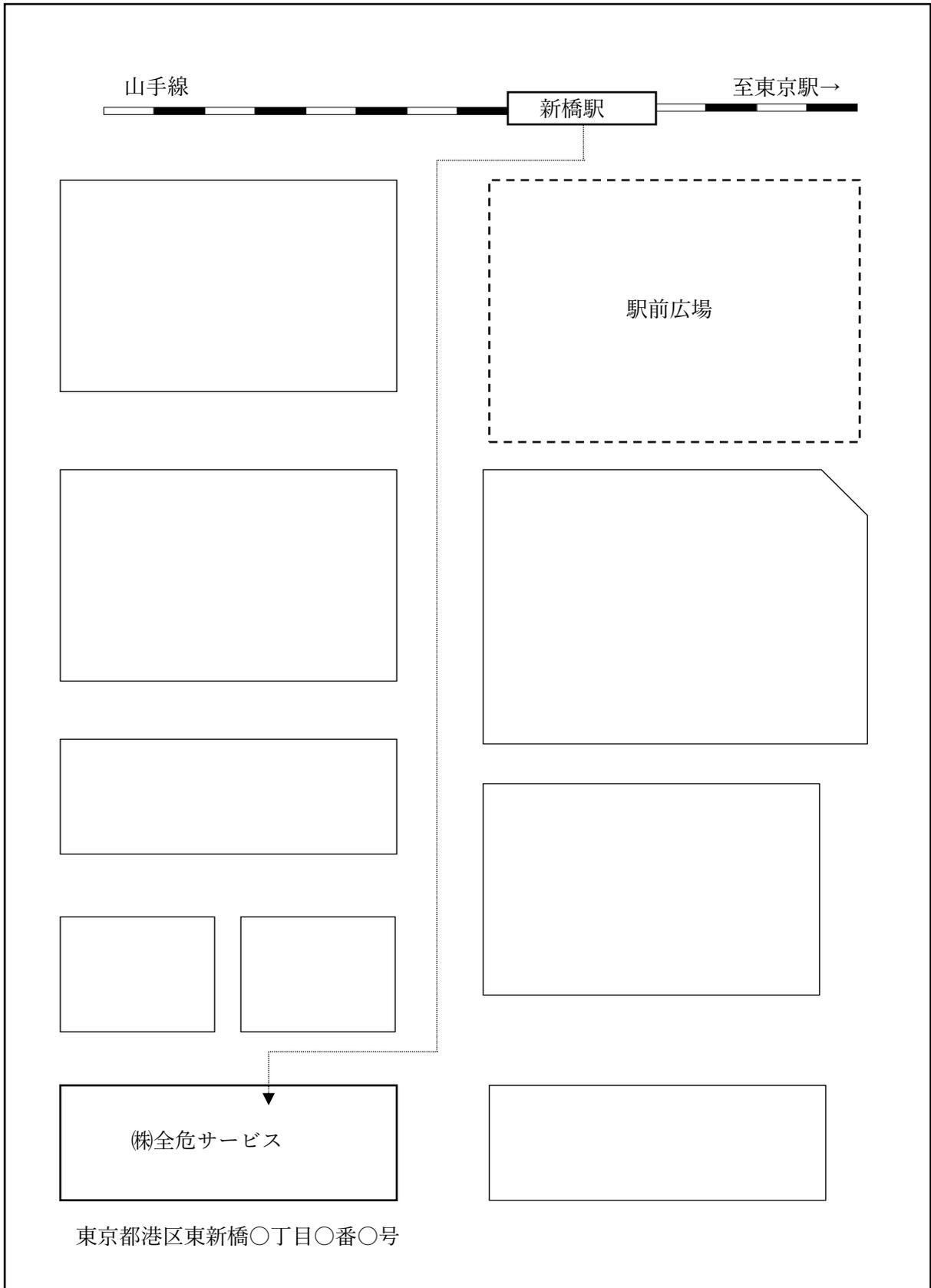
一般財団法人 全国危険物安全協会

最新受講年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇

有効期限 〇〇〇〇年〇〇月〇

電子講習修了証

株式会社全危サービス本社案内図



※ 最寄りの駅等からの案内図を必ず添付してください。

株式会社全危サービス横浜支店 定期点検技術者一覧表

名称 (株)全危サービス横浜支店

住所 〒105-0021 神奈川県横浜市鶴見区中央〇丁目〇番〇号

TEL 045-667-〇〇〇〇

フリガナ氏名	講習修了証番号 最新受講年月日 有効期限	危険物取扱者免状 種類・番号 非破壊検査技術者技量認定	備考
アンゼン 安全 協一	移第〇〇〇〇号 〇〇年〇〇月〇〇日 有効期限 令和〇〇年度	危険物取扱者 乙4 62-4567	
ミナト 港 サブロー 三郎	移第〇〇〇〇号 〇〇年〇〇月〇〇日 有効期限 令和〇〇年度		
トシマ 豊島 ジロウ 二郎		危険物取扱者 乙4 63-2211	
ヤマダ 山田 タロウ 太郎		非破壊検査技術者技量認定 0040426-MT2	

- ※ (1) 全員の講習修了証（両面）のコピー又は電子講習修了証を印刷したものを添付してください。
- (2) 電子講習修了証を添付する場合は、電子講習修了証印刷画面から印刷又はスマートフォンに表示された講習修了証をスクリーンショットで撮影したものを添付してください。
- (3) 講習修了者2名以上が必要です。

講習修了証 移第 号

氏名 安全 協一 写真

生年月日 〇〇年〇〇月 〇〇日生

上記の者は、移動貯蔵タンクに係る定期点検技術者講習を修了したことを認める。

〇〇年〇〇月〇〇日

一般財団法人 全国危険物安全協会

定期講習証明欄

〇〇年〇〇月〇〇日 一般財団法人 全国危険物安全協会

備考 受講期限 〇〇年度

備考 受講期限 〇〇年度

備考 写真書換済 〇〇年度

紙の講習修了証

移動貯蔵タンク講習修了証

写真

移第 〇〇〇 号
氏名 港 三郎
生年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

上記の者は、移動貯蔵タンクに係る定期点検技術者講習を修了したことを認める。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

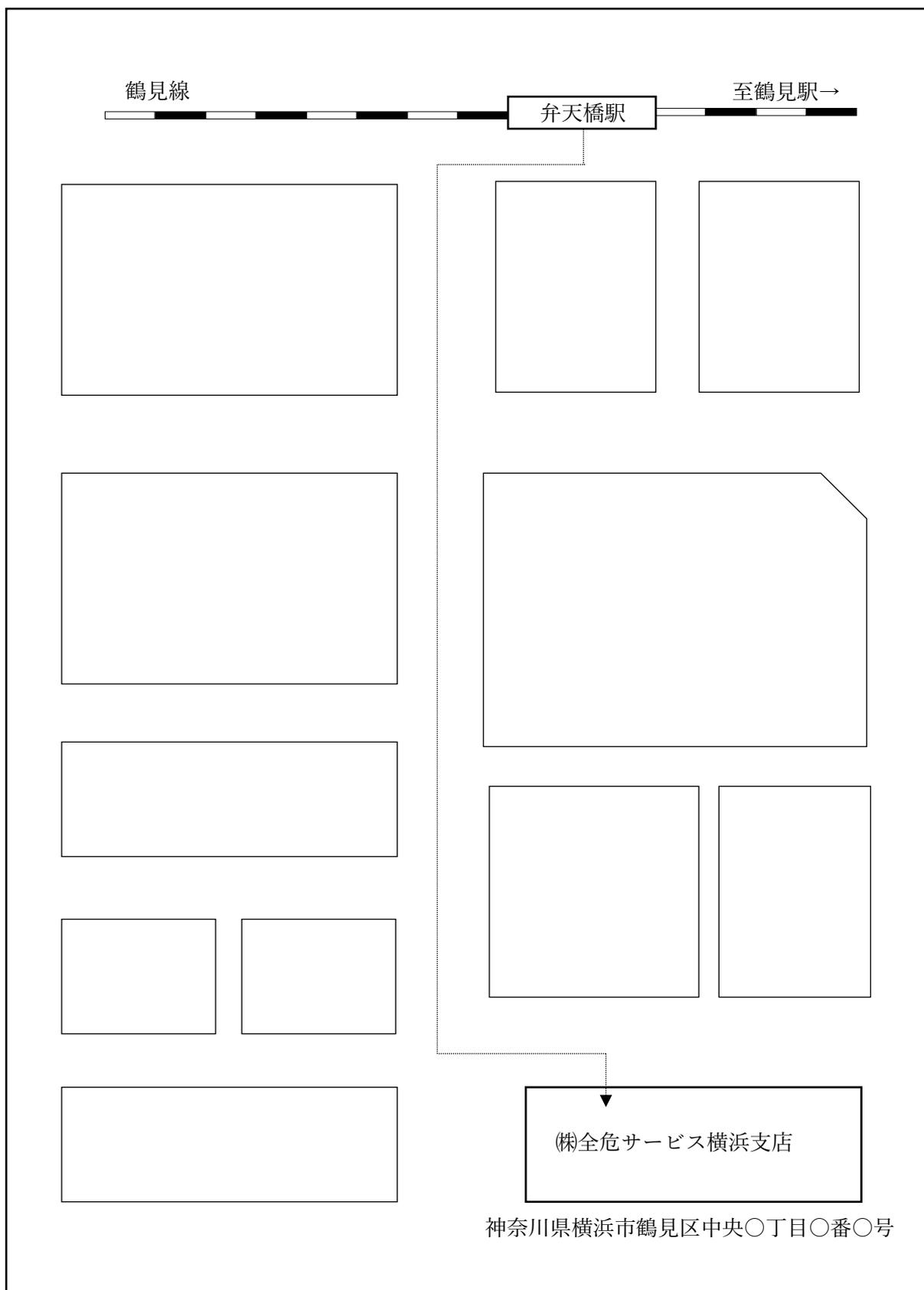
一般財団法人 全国危険物安全協会

最新受講年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇

有効期限 〇〇〇〇年〇〇月〇

電子講習修了証

株式会社全危サービス横浜支店案内図



※ 最寄りの駅等からの案内図を必ず添付してください。(各点検実施事務所ごと)

〇〇海上火災保険株式会社

105-0021

東京都港区東新橋〇丁目〇番〇号
株式会社 全危サービス

御中

加入者番号：〇〇 証券番号：xxxxxxxxxxx
令和 年 月 日 令和 年 月 日
賠償責任保険期間：午後4時から 午後4時まで

このたびは全国危険物安全協会の団体契約にご加入いただきありがとうございます。この保険は団体契約ですので、保険証券は全国危険物安全協会が保管しております。貴職には本加入者証を発行、送付いたしますので、記載事項をお確かめのうえ、お手元に保管願います。

●事故がおきた場合

- (1) 下記の「〇〇〇〇海上事故受付センター」にご連絡ください。
24時間365日事故受付 0120-000-0000 (無料)
- (2) また、全国危険物安全協会の所定の報告用紙を使用の上、協会にご報告ください。
- (3) 賠償責任がある事故が発生した場合には、被害者の方に専門家に相談のうえ、普処する旨をお伝えいただき、責任の有無や賠償金の額などについては軽率に回答しないようにご配慮ください。

取扱代理店 株式会社 〇〇〇〇
〒102-0083 東京都千代田区〇〇3-5-11
TEL 03-5216-0000 FAX 03-5216-0000

引受保険会社 〇〇海上火災保険株式会社
〒101-8011 東京都千代田区〇〇3-11-1
TEL 03-3259-0000 FAX 03-3293-0000

(ご注意) 記載事項が事実と相違した場合は、保険金をお支払いできないことがあります。
そのような場合は直ちに当協会にご連絡ください。

令和 年度 全危協定期点検認定事業者
総合賠償責任保険・組立保険 加入者証



1 賠償責任保険

賠償責任保険については、事故発生時の保険金の支払いにつきまして、平成28年度より90%縮小支払方式を導入しております。損害額の90%を保険金としてお支払いいたします。

加入セット A

支払限度額	Aセット	Bセット	Cセット
身体障害 (1名)	1億円	1億円	1億円
身体障害 (1事故・期間中)	1億円	2億円	5億円
財物損壊 (1事故・期間中)	5,000万円	7,500万円	1億円
業務終了後の対象物自体の損害 財物損壊を伴わない使用不能損害	500万円	500万円	500万円

賠償責任保険料： 円



2 組立保険

地下タンクおよび
16KL未満の移動タンク： 基 20KL~24KL未満の移動タンク： 基
16KL~20KL未満の移動タンク： 基 24KL以上の移動タンク： 基

保険金額	16KL~20KL未満の移動タンク	20KL~24KL未満の移動タンク	24KL以上の移動タンク
地下タンクおよび16KL未満の移動タンク	610万円	690万円	1,380万円
免責金額	10万円		

組立保険料： 円

合計保険料： 円

〇〇海上火災保険株式会社

一般財団法人 **全国危険物安全協会**

電話 03 (5962) 8923 (業務課)

メールアドレス gyomu@zenkikyo.or.jp

ホームページ <https://www.zenkikyo.or.jp>